

## 第3章

### 環境影響評価方法書についての意見と事業者の見解

### 第3章 環境影響評価方法書についての意見と事業者の見解

#### 3-1 方法書の公告及び縦覧等

##### (1) 方法書の公告

###### 1) 公告日

平成 13 年 3 月 2 日 (金)

###### 2) 公告方法

平成 13 年 3 月 2 日京都府告示第 106 号

###### 3) 周知方法

環境影響評価方法書の縦覧等に関するお知らせを、下記に登載した。

- 「宇治市政だより (第 1271 号)」 (平成 13 年 3 月 11 日発行)
- 「広報 じょうよう (第 1054 号)」 (平成 13 年 3 月 11 日発行)

その他、平成 13 年 3 月 7 日～8 日にかけて、環境影響評価方法書の内容及び縦覧に関して概要をまとめた「環境影響評価方法書の縦覧等のお知らせ」を関係地域内の各家庭 (約 7,000 世帯) に全戸配布した。

##### (2) 方法書の縦覧

###### 1) 縦覧期間

平成 13 年 3 月 2 日 (金) から平成 13 年 4 月 2 日 (月)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

###### 2) 縦覧場所

縦覧は、下記の 8 箇所で開催された。

- 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 (電話: 075-414-4715)  
京都府企画環境部環境管理課
- 宇治市宇治若森 7 の 6 (電話: 0774-21-2191)  
京都府宇治保健所 (京都府宇治地方振興局健康福祉部)
- 京田辺市田辺明田 1 (電話: 0774-63-5745 ~ 5748)  
京都府田辺保健所 (京都府田辺地方振興局健康福祉部)
- 宇治市宇治琵琶 33 (電話: 0774-22-3141)  
宇治市市民環境部環境政策室環境企画課
- 城陽市寺田東ノ口 16・17 (電話: 0774-52-1111)  
城陽市市民経済部商工観光課
- 久世郡久御山町大字田井小字浜代 1・2 (電話: 075-631-6111)  
久御山町民生部環境保全課

- 綴喜郡宇治田原町大字荒木小字西出 10 ( 電話 : 0774-88-2250 )  
宇治田原町保健福祉部保健環境課
- 八幡市八幡沢 1 ( 電話 : 075-631-5171 )  
城南衛生管理組合

(3) 意見書の提出

1) 意見書の提出期間

平成 13 年 3 月 2 日 ( 金 ) から平成 13 年 4 月 16 日 ( 月 )

2) 意見書の提出方法

「京都府企画環境部環境管理課指導係」宛へ書面による提出であった。

3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 0 件であった。

3-2 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

環境影響評価方法書に対する京都府知事の意見 ( 平成 13 年 7 月 13 日付 3 環管第 319 号 ) 及び事業者の見解についてまとめたものを表 3-2.1 ~ 表 3-2.5 に示す。

表3-2.1 方法書についての京都府知事の意見及び事業者の見解（1/5）

	京都府知事の意見	事業者の見解
<p>全 般 的 事 項</p>	<p>施設の設計に当たっては、ごみの減量化・リサイクル等を積極的に推進し、一層のごみ処理量の削減を図ること。</p>	<p>ごみの減量化・リサイクルの推進にあたっては、ごみの収集を行う構成市町とそれを処理・処分する本組合が連携し、廃棄物の発生を抑制し、適正な処分・再生に取り組んでいきます。また、平成14年度のごみ処理基本計画の策定において、最新の人口及びごみ量の実績並びに今後の施策によるごみの発生抑制及び再資源化の効果等を考慮し、ごみ量予測の再度見直しを行い、新規施設の処理能力を280t/日から240t/日に縮小した計画としました。</p> <p>なお、施設規模算定に係る事項については、参考として資料編（資料1）に記載しました。</p>
	<p>環境影響評価を行う過程において調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）の手法の選定に影響を及ぼす新たな事情（事業内容の具体化等）が生じたときは、必要に応じ、選定された手法の見直しを行うこと。</p>	<p>方法書提出後、大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準並びに水質汚濁物質の排水基準の一部が改正されました。現地調査においては、これらの改正内容を考慮し、土壌汚染に係る環境基準に関してふっ素とほう素を追加し、水質汚濁物質の排水基準に関してアンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物を追加しました。（「5-2-1 水質」、「5-3 地質・土壌環境(土壌)」参照）</p> <p>なお、大気汚染に関してはジクロロメタンが追加されていますが、本事業の実施に伴う主な発生源ではないことから対象としていません。</p> <p>その他、事業計画の具体化に伴い、施設排水が専用排水管を介して河川整備された長谷川に放流する計画となり、「水質汚濁」及び「水底の底質」に関しては、事業計画に基づき、環境影響評価の実施に適切な地点を見直し、再度選定しました。（「5-2 水環境」参照）</p> <p>また、施設排水の放流による「地下水の水質」への影響はないと考え、対象としないこととしました。</p> <p>なお、影響予測の対象としなかった地点の現地調査結果については、参考として資料編（資料5、6）に記載しました。</p>
	<p>予測に当たっては、予測の前提となる条件、予測で用いる原単位及び係数その他の予測に関する事項の内容及び妥当性を明らかにできるようにすること。</p> <p>なお、予測の前提となる条件の設定に当たっては、当該条件の経時的変動、季節的変動及び経年的変化も踏まえ、環境影響が適切に予測されるよう留意すること。</p>	<p>予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数等については、必要な事項が公表されている適切な資料及びメーカー資料を用いて設定するとともに、資料等の出典を可能な範囲で記載しました。（「第5章 調査の結果並びに予測及び評価の結果」参照）</p> <p>また、大気質に関する予測において重要となる気象条件については、事業予定地での1年間にわたる地上気象観測結果を使用しました。この観測期間の妥当性の検討には、「窒素酸化物総量規制マニュアル」（平成12年、公害研究対策センター）に定められる方法に基づき、過去11年間の京田辺地域気象観測所における観測結果を用いて異常年検定を行い、通常気象状況に比べて異常でないことを確認しました。その他、予測条件の設定にあたっては、可能な範囲で当該地域の環境変化を勘案するようにしました。（「5-1-1 大気質」参照）</p>

表3-2.2 方法書についての京都府知事の意見及び事業者の見解（2/5）

	京都府知事の意見	事業者の見解
全般的事項	<p>予測に当たっては、対象事業以外の事業活動等によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況を考慮すること。</p>	<p>事業予定地の周辺では、第二名神自動車道（高速自動車道）木津川右岸運動公園、東部丘陵地利用計画があります。このうち、第二名神自動車道は、高速自動車道の機能強化による地域社会・経済・文化の発展への貢献を目的として、第二名神自動車道とそのアクセス道路が平成3年に都市計画決定されています。第二名神自動車道の計画路線は、京都府綴喜郡宇治田原町禅定寺（滋賀県境）を起点とし、一般国道307号の北側山地部を通り、城陽市の一般国道24号に沿って西に進み終点の城陽市寺田に至り、京奈和自動車道と接続する計画であり、計画交通量は滋賀県・京都府境～宇治田原インターチェンジ：68,000台/日、宇治田原インターチェンジ～城陽インターチェンジ：69,000台/日の計画となっています。</p> <p>本事業と第二名神自動車道との複合的な影響としては、新規施設の煙突排出ガスの拡散による第二名神自動車道の近傍での一般環境大気質への影響を考え、予測結果の評価において考慮しました。（「5-1-1 大気質」参照）</p> <p>なお、町道2-2号線と第二名神自動車道が交差する宇治田原町内の場所における沿道大気質、自動車騒音、道路交通振動への影響も想定されますが、この場所には住居がなく、生活環境への影響はほとんどないものと考えます。</p>
大気質	<p>気象調査については、事業による環境への影響が及ぶおそれのある地域全体の大気の流れを可能な限り把握できるよう配慮すること。</p>	<p>地上気象観測は、事業予定地1地点で風向・風速の通年観測を行うとともに、一般環境大気質と沿道大気質の現地調査を行う6地点においても調査時に風向・風速を測定しました。煙突排出ガスの影響予測においては、煙突排出ガスの排出口の高さを地上59mと計画しており、煙源位置（事業予定地）における風向・風速が重要になると考えました。そのため、地上風向・風速の観測位置を通常は地上10mとするのが一般的ですが、本調査では局地的な気流の影響を避け、可能な範囲で煙突排出口の高さ付近の一般的な状況を把握することを目的として、現有施設の工場棟屋上（地上約34m）に設置し1年間（通年）測定しました。</p> <p>なお、方法書段階では、一般環境大気質の現地調査は一般的な社会活動や気象変動の周期が含まれる1週間（各季7日間）と計画しましたが、周辺の状況をより把握するため、2週間（各季14日間）に追加し1年間（4季）測定しました。また、風向・風速に関する状況を補足するため、既存測定局である宇治局・城陽局の観測結果も参考とし、地上風向・風速の代表性についても検討しました。（「5-1-1 大気質」参照）</p>

表3-2.3 方法書についての京都府知事の意見及び事業者の見解 (3/5)

	京都府知事の意見	事業者の見解
大気質	<p>高層気象観測については、その実施時期の季節的代表性や逆転層の発生の可能性等を十分考慮するとともに、必要に応じ、追加調査の実施等を検討すること。</p>	<p>方法書段階では、事業予定地北西約3kmに位置する折居清掃工場の建設事業に伴う大気質調査(高層気象)4季の測定結果を参考として、調査時期を一般的に逆転層が発生しやすい寒候期と、下層逆転の割合が大きい暖候期の2季を計画しました。</p> <p>しかしながら、参考とした資料調査実施年(昭和58年実施)が古く、周辺の土地利用状況等も変化していることを勘案して、季節的な変動も含めて、現状での最新の気象特性を把握するため、高層気象観測を2季から4季に追加しました。(「5-1-1大気質」参照)</p>
騒音・振動	<p>施設からの振動影響の予測に当たっては、必要に応じ、振動源となる機器等を設置している建物の影響についても考慮すること。</p>	<p>主な振動源と想定される大型の誘引送風機や発電用の大型駆動装置の設置については、建物の構造体から切り離れた独立基礎を採用し、空気圧縮機等の小型のものは部屋を区画する計画であることから、機器自体が建物を振動させることによる影響は大きくないと考えています。したがって、振動源からの直接的な伝播による影響を対象にした振動の予測計算を行いました。(「5-1-3振動」参照)</p> <p>なお、本事業では、請負業者への性能発注方式を採用しています。そのため、実施設計段階では、具体的な施設設計による詳細な設備計画に基づき、設計保証値を遵守すべく適切な工場事業場振動対策を検討した上で施工するように請負業者を指導するとともに、引渡性能試験において性能を確認する計画です。</p>
悪臭	<p>排水水による悪臭影響の調査等の必要性についても検討すること。</p>	<p>本事業では、場内で発生する汚水はできるだけ再利用を図ることによって場外への排水を極力抑え、環境への負荷を低減させることを計画しています。</p> <p>焼却炉停止時等において、やむなく発生する排水については、水質汚濁防止のための排水処理設備での高度処理(活性炭処理を含む)を行う計画であり、この処理に伴って主な悪臭の原因となる物質も除去されることから、特別な臭気対策用の排水処理設備を付加する必要はなく、下流河川への施設排水放流による悪臭の影響はないと考え、調査の対象としていません。</p> <p>なお、現有施設(活性炭処理を含まない)の放流水の現地調査結果では、悪臭物質等は検出されていません。現地調査結果については、参考として資料編(資料7)に記載しました。</p>

表3-2.4 方法書についての京都府知事の意見及び事業者の見解 (4/5)

	京都府知事の意見	事業者の見解
水質・水底の底質	<p>河川の水質及び水底の底質の調査地点については、長谷川の流量変化等の特性を考慮し、必要に応じ、追加・見直しを検討すること。</p>	<p>長谷川の水質や底質の現況について入手できるデータがなく、方法書段階では、排水を放流する場所（放流先；W1）木津川と長谷川の合流点前（下流部；W3）その中間付近（W2）の3地点を選定し、現地調査を実施することによりその状況を把握する計画としました。</p> <p>現地踏査の結果、長谷川は、通常、自衛隊演習場内で河川水が伏流しており、降雨時にのみ表流水が現れて自衛隊演習場内の砂防堰堤内に溜まり、さらに降雨量が多量となる際、一時的に砂防堰堤の余水吐からの流出することもあります。降雨がしばらくなくなれば砂防堰堤内の溜まり水もなくなる状況でした。中流部では周辺の事業所からの放流水が流入し、それ以降は常に水が流れている状況でした。また、下流部では流域面積が小さく、周辺の事業所等からの放流水もなく、中流部から下流部にかけては流速も速いため、流量及び水質の変化は小さく、短時間で木津川に達している状況でした。以上のことにより、調査地点の見直しを行い、長谷川最上流部において当初の施設排水の放流点から河川水が伏流するまでの間で2地点、下流部の流量及び水質の変化が小さいと考えられる区間では木津川との合流点前の1地点で代表することとし、現地調査を行いました。</p> <p>事業計画の具体化に伴い、施設排水は専用排水管を経由して河川整備された長谷川に放流する計画（「1-3-2 対象事業の内容」参照）となったことから、長谷川上流部には施設排水の影響がなく、影響予測の対象とする必要がないと判断しました。但し、雨水排水の放流位置は長谷川の上流部となるため、放流位置近くの地点を影響予測の対象としました。（「5-2-1 水質」参照）</p> <p>なお、水質及び水底の底質に係る影響予測の対象としなかった地点の現地調査結果については、参考として資料編（資料5）に記載しました。また、参考として、現有施設における放流水の水質分析結果について資料編（資料8）に記載しました。</p>
地下水の水質及び水位	<p>地下水の調査地点については、地下水の流動に係る現地踏査等により、その妥当性を検討し、必要に応じ、追加・見直しを行うこと。</p>	<p>方法書段階では、施設排水の放流先に近い長谷川上流部の本組合井戸（B1）と長谷川下流部付近に位置する城陽市第一浄水場取水井（B2）の2地点を選定しました。</p> <p>現地調査実施前に行った踏査の結果から、伏流後の長谷川の河川水は長谷川の流下方向に流動しているものと判断しました。このことにより、地下水の水質を把握する上で、B1地点とB2地点の間の長谷川流域で調査地点を追加することを計画しました。その後、事業計画の具体化に伴い、施設排水が専用排水管を経由して河川整備された長谷川に放流する計画となったことから、「地下水の水質」への施設排水の影響が軽微であると考えられ、環境影響評価の項目として選定しないこととしました。</p> <p>なお、環境影響評価の対象としなかった地下水の水質に係る現地調査結果については、参考として資料編（資料6）に記載しました。</p>

表3-2.5 方法書についての京都府知事の意見及び事業者の見解（5/5）

	京都府知事の意見	事業者の見解
動物・植物・生態系	<p>動植物の生息・生育及び生態系の状況については、現地踏査等による確認や地元の有識者等への聞き取り調査を行う等、更に情報の収集に努めること。</p>	<p>動植物の生息・生育状況については、地元有識者への聞き取り調査の実施、新たに公開された関連資料の収集による結果に基づき、動植物の生息・生育情報を追補しました。</p> <p>主な情報は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元有識者への聞き取り調査</li> <li>・ 「城陽市動植物環境調査報告書[公表版]」（平成13年、城陽市）</li> <li>・ 「近畿地区・鳥類レッドデータブック -絶滅危惧種判定システムの開発」（平成14年、京都大学学術出版会）</li> <li>・ 「京都府レッドデータブック 上巻 野生生物編」（平成14年、京都府）</li> </ul> <p>生態系については、動植物の生息・生育情報に基づき、食物連鎖や注目すべき種に関して可能な範囲で整理し、事業予定地及び周辺において想定される状況について追記しました。（「2-2-1(5)動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況」参照）</p> <p>なお、動植物の生息・生育情報については、参考として資料編（資料4）に記載しました。</p>
景観	<p>調査等の地点の選定に当たっては、周辺道路からの眺望景観にも配慮すること。</p> <p>施設の設計に当たっては、将来の対象事業予定地内の施設整備計画、周辺地域の土地利用計画等との整合性を図りつつ、建物の色彩、屋根の形状、植栽等について検討すること。</p>	<p>現地調査時に、周辺道路からの眺望景観も配慮して踏査した結果、町道郷之口末山線との交差点東側の町道2-2号線において、現有施設の煙突が視認されました。そのため、当地点を景観に関する調査地点として追加しました。（「5-5 景観」参照）</p> <p>主要な眺望点からの景観写真を基に、想定される煙突や建築物を合成したフォトモンタージュを作成しました。周辺の土地利用計画等との整合性については、公表されている土地利用構想として、「東部丘陵土地利用計画策定調査報告書」（平成9年、城陽市）を参考にしました。（「5-5 景観」参照）</p> <p>なお、本事業の実施設設計段階では、専門委員会等でのご指導・ご意見を参考にし、具体的な設計に反映させるように努めます。</p>
温室効果ガス等	<p>予測に当たっては、省エネルギー型設備・機器の導入、廃熱利用等による温室効果ガスの削減の方法及び効果についても検討すること。</p>	<p>予測では、ごみ発電による温室効果ガスの削減の方法及び効果について、可能な範囲で検討して記載しました。（「5-7 温室効果ガス等」参照）</p> <p>なお、本事業の実施設設計段階では、省エネルギー型設備・機器の導入、廃熱利用等について積極的に検討していくとともに、専門委員会等でのご指導・ご意見を参考にし、具体的な設計に反映させるように努めます。</p>